

令和 6 年第 7 回議事録

黒 石 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1 開催日時 令和6年7月19日（金） 午前8時55分～9時20分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	8番 木 村 功
	9番	工 藤 勝 彦	10番 工 藤 元 伸
	13番	佐 藤 国 雄	

4 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠

5 議事参与の制限委員 (1人)

5番 今 隆 俊

6 付議案件

報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号	農地の現況に関する照会について
議案第28号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第29号	農用地利用集積計画の決定について
議案第30号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

7 事務局職員	事務局長	佐 藤 久 貴
	事務局長補佐	村 上 大 樹
	主査	山 田 和 晶
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番加藤浩揮委員、4番佐藤陽介委員にお願いします。 書記には事務局の村上補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第13号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年6月受理分は、相続が5件、総面積23,853㎡、田が12筆14,702㎡、平畑が3筆4,311㎡、樹園地が6筆4,840㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第14号「農地の現況に関する照会について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第14号は、青森地方裁判所弘前支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり報告するものがあります。 別紙4ページで説明いたします。 受付番号1番、土地の所在は大字赤坂字北野崎及び大字赤坂字野崎、地目

		は畑、面積は4筆合計3,713㎡、土地所有者、住所、氏名は記載のとおりです。 都市計画法関係は用途地域外、農振法関係は農用地域内、現況地目は樹園地、転用許可及び権利移転の有無とその内容は、転用許可及び権利移転は無となっております。 当農地については、所有者が既に自己破産しており、民事執行法による売却のため、裁判所から農業委員会の確認を要するとあったため、報告するものであります。 裁判所への報告年月日は、令和6年7月4日付けで報告しております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第28号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第28号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるのです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が7件です。 6ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号24番は、末広の畑、288㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 7ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号34番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,911㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号35番は、大字二双子字浅田の畑、731㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号36番は、大字三島字宮元の田、454㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号37番は、追子野木三丁目の田、80㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号38番は、大字二双子字浅田の田、外1筆合計109㎡を贈与のため、売買により取得するものです。

	受付番号37・38番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 8ページに移ります。 受付番号39番は、大字豊岡字狼森の畑、外1筆合計1,717㎡を贈与により、取得するものです。 受付番号40番は、大字豊岡字狼森の畑、外1筆合計5,111㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号39・40番は、同一の譲受人による新規農家の申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。また、本申請については、営農の主体が地域おこし協力隊である子ですが、自身名義で農地を取得することができない要件があるため、父親名義での申請となっております。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、2番森山栄治委員に報告をお願いします。
森山栄治委員	今回申請があった農地について、去る7月11日、加藤浩揮委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号24番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、夫の実家の畑で3年程前からビニールハウスでミニトマトを栽培しており、また、夫が野菜栽培士の資格を持っていることから、夫婦でミニトマトの営農に携わりたいと考え、申請に至ったとのことです。 農業機械等は耕運機や肩掛式草刈機を所有しており、自家消費を目的としたミニトマトを栽培していくとのことです。今後、経営面積を増やし、農協へ出荷することも考えているとのことで、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号34番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号35番は、耕作便利のための申請です。現況は畑で、権利取得後はビニールハウスで水稻の育苗が行われます。 受付番号36番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号37番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、家庭菜園として耕作したいという意志があり申請に至ったとのことです。隣地の宅地の名義が譲渡人のため、宅地も含めて購入し、転居予定とのことです。 農業機械等は親戚から肩掛式草刈機を借り入れし、農作業経験は、特にあ

	りませんが親戚や知人に教わりながら耕作していくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号38番も新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、黒石市内の農地を家庭菜園として耕作したいという意志があり、申請に至ったとのことです。 農業機械等は軽トラック、肩掛式草刈機を所有しており、トラクターは実家から借り入れするとのことです。実家で15年程農作業の手伝いをしていた経験もあり、権利取得後は、野菜を栽培するとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号39番・40番は、同一の新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。申請人の子は、地域おこし協力隊として大川原で羊や鶏を飼育しており、飼料用の牧草を栽培する目的で、申請地を取得するとのことです。 農業機械等は刈払機を所有しており、将来的に申請地の隣地一帯も取得し、経営規模拡大を考えているとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	今回、新規農家の申請が多いですが、この中に助成金を活用して営農する人はいますか。また、受付番号37番・38番は面積がかなり少ないですが、50aの要件がなくなったので行うのですか。
福澤主事	今回の新規農家については、次世代育成投資資金などに申請している方は、現時点ではおりません。 受付番号37番・38番については、50aの要件がなくなったことで、隣地の宅地も含めて家庭菜園用として取得する目的の申請となります。
佐藤国雄委員	わかりました。 次に受付番号39番・40番ですが、先ほど地域おこし協力隊である子が、自身名義で農地を取得することができないと説明がありましたが、もう少し詳しい説明をお願いします。
佐藤事務局長	地域おこし協力隊が、任期中に農地を取得すると営農を開始するとみなされ、地域おこし協力隊が終了となり、現在、支援を受けているものが受けることができなくなります。地域おこし協力隊の任期が残り1年ありますが、任期中に農地を取得したいとのことでしたので、まずは、父親名義で取得していただくことになりました。
佐藤国雄委員	農地を借りて営農することは可能ですか。
佐藤事務局長	農地を借りて営農した場合でも、営農を開始したとみなされます。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかにございませんか。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) 次の議案第29号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、高木一弥推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員、高木一弥推進委員退席) それでは、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第29号は、黒石市長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。 今回の申請は、使用貸借権が1件、賃借権設定が6件、所有権移転が3件です。別紙10ページから説明します。 (1) 使用貸借権です。 受付番号1番は、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号1番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1, 713㎡です。 11ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号48番から53番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号48番は、大字株梗木字中渡の田、2, 597㎡を10a当たり11, 000円での設定です。 受付番号49番は、飛内北の田、6, 006㎡を10a当たり12, 000円での設定です。 受付番号50番は、大字黒石字弥九郎の田、3, 991㎡を10a当たり12, 000円での設定です。 受付番号51番は、西ヶ丘の田、外2筆合計2, 885㎡を10a当たり玄米60kg物納での設定です。 受付番号52番は、大字境松字村井の田、4, 591㎡を10a当たり玄米60kg物納での設定です。 受付番号53番は、大字境松字村井の田、外1筆合計4, 164㎡を10a当たり玄米60kg物納での設定です。 13ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号37番から39番は全て経営規模拡大のための申請です。

		受付番号３７番は、大字大川原字森合沢の田、４０５㎡です。 受付番号３８番は、大字上十川字山元の樹園地、外１筆合計２，９６８㎡です。 受付番号３９番は、大字境松字石切の田、外１筆合計７，４６４㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第２９号は、原案のとおり決定いたします。（今隆俊委員、高木一弥推進委員指定席に着く） 次の議案第３０号につきましては、佐藤徹志推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 （佐藤徹志推進委員退席） それでは、議案第３０号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第３０号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙１５ページで説明します。今回の申請は１件です。 （１）賃借権設定です。 受付番号３番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから、新たな受け手に貸し付けられるものです。 農地の所在は、大字中川字富田の田、外１筆合計７，４８１㎡、期間は８年８ヶ月、賃借料は１０ａ当たり玄米９０ｋｇの物納となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第30号は、原案のとおり決定いたします。 (佐藤徹志推進委員指定席に着く) これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年7月19日 議長 木 五 康 行 議事録署名者 加 藤 浩 輝 議事録署名者 佐 藤 陽 介